

平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案（大久保勉君外七名発議）（参第二

号）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、目的

この法律は、平成二十八年度における国の財政収支の状況に鑑み、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

二、特例公債の発行等

1 政府は、財政法第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成二十八年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 1による公債の発行は、平成二十九年六月三十日までの間、行うことができることとし、同年四月一日以後発行される当該公債に係る収入は、平成二十八年度所属の歳入とする。

- 3 政府は、1の議決を経ようとするときは、その公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。
- 4 政府は、1により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

### 三、施行期日

この法律は、平成二十八年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。